

書評リプライ

藤井康子氏の書評『伊沢修二と台湾』に答える

木下知威、山本和行、富田哲、黄馨儀、塚田博之

はじめに

2021年6月の『日本台湾学会報』第23号にて藤井康子氏より『伊沢修二と台湾』（国立台湾大学出版中心、2018年、512頁）の書評が掲載された。まず、丁寧に読解・検討して下さったことに感謝申し上げたい。藤井氏の評のうち、「第2節 評価・論点」での第二章、第五章、第八章に関するご指摘について、執筆担当者より応答を試みたい。

第1節 第二章（山本和行）

第二章のなかで、おもに六角恒廣と上沼八郎の研究に詳しく言及したことについては、本書でも両者の研究が「古典的業績」（109頁）であることを認め、そのうえで、これらの研究には「伊沢修二の言動を理解するために採られる接近方法の原型が示されている」とし、「その後の「伊沢修二研究」の成果も、このふたつの方法を両端に据えた接近方法をひとつの軸として伊沢の言動を描写している」（同上）という見方を提示するためであった。これは、112頁の図1に示した「伊沢修二研究」を捉えるための4分類につながるものであるが、こうした分析視角のもとで、近年の研究についても、「その後の「伊沢修二研究」の深化」ということについて、先行研究の内容に若干ではあるが触れつつ言及している。ただし、「代表的な研究の具体的な内容や研究上の問題点」を逐一指摘するには及ばないものであったことは指摘のとおりであり、本書が示した視角を基に、今後、的確な研究レビューを踏まえた研究を蓄積していく必要があると考えている。

第2節 第五章（木下知威）

藤井氏は「前半かなりの紙幅を割いて Visible Speech について解説されている。しかし伊沢の台湾における実践と関連づけて説明されていないため、冗長に感じる」と評価された。

本章は伊沢の視話法の成立・変遷を論じることを目的にしている。第四章で論じたように伊沢にかんする既往研究で明らかになった学術的課題として、Visible Speech と視話法を同義だと捉えているということが挙げられる（同書 176-177 頁）。これが生じた理由は、Visible Speech じたいがどのように成立したのか、また視話法との相違が検証されていないことにある。こうした課題にまず立脚して検討しなければ、伊沢の視話法ひいては国内外での展開の全体を理解することはできない。

第二に、郭主恩と伊沢のやりとりにおける「憧憬」の語句の問題は、基本にご指摘のとおり

である。同章では、郭が在学した東京盲啞学校の校長・小西信八とのやりとりとの対比を表現したいと考えた(276-278頁)。郭は内地へ行くことができないかと思い、毎日そればかり心配していると小西に宛てた葉書を書いたことを紹介した。郭が日本を訪れたいことと、伊沢が台湾を訪れたいという感情が相互に起きていることを述べることにより、伊沢と郭の立場を描きたいという意図があった。

第三に、藤井氏は、渡辺克典氏の論文にある一文「視話法による発話の矯正は、吃音者の精神修練を備えることで成り立っていた。吃音症状が再発した吃音者は、もう一度矯正を受けるか、練習の不足という個人的理由で吃音であるとみなされることになる」を引用しつつ、「矯正効果が見られないのは、吃音者本人による修練不足によるものであり、楽石社の落ち度ではないということになる。楽石社のやり方に課題や限界があると「告白」しなかったのではなく、伊沢にはそもそもそうした自覚が薄かったとは考えられないか」と結ばれている。

藤井氏は吃音矯正の効果がみられないことをその吃音の当事者個人の問題に帰属し、「伊沢は課題・限界を自覚していなかった。したがって「告白」する考えも伊沢の脳裏になかった。よって、自覚が薄かった」といいたいのだろう。

これについて、伊沢はじゅうぶんに自覚していたと考えている。たとえば、楽石社は発音に問題が確認されれば入社できるというのではなく、吃音がひどく入社できなかった人がいたことを述べている(同書 257-258頁)。この指摘は渡辺論文にはみられない。また、楽石社の事業全体に留意すると、楽石社は吃音のある当事者のみならず、聴覚障害者の発音訓練もしていたことが判明する。これに関連するのが、1912年に開いた重聴矯正部および伊沢が1914年に講演した議事録である(同書 259-265頁)。これらを検討すると、伊沢の講演では生来・幼少時に聴覚障害を有した人たち(現代では「ろう者」といわれることが多い)を楽石社での発音訓練の対象にしていないと述べており、規則にも反映されていた。しかも、その発言は楽石社が発行していた雑誌『楽石叢誌』に転載されたときには削除されている(265頁)。

ここから、伊沢は楽石社に入社できる聴覚障害の範囲を定めていることが判明する。伊沢は楽石社で対象とする当事者、つまり発音訓練の効果が期待できる人たちを選抜している実態があり、楽石社の方法の限界を理解していた、つまり自覚していたと考えられる。それを伊沢が「告白」すると、楽石社が掲げている吃音矯正・発音訓練の評価を下げるだろうし、伊沢がグラハム・ベルから学んだVSを基礎にした視話法の理論をみずから否定するというようになってしまう。

最後に、藤井氏が典拠とする渡辺論文は、楽石社に入社して矯正を受けた吃音者に限定して論じられたものである。これについて本章では入社していない、影響の範囲外にある人たちの存在を射程にとらえようとするという視点の違いがある。その例が中村亮平の詩に登場するろう者である。藤井氏が指摘するように、彼が楽石社に入社した事実は確認できない。しかしながら、作者の中村本人が表現したように彼は「啞」であり、発話することはできない。なお、近代日本の「啞」は現在でいう重度の聴覚障害を意味することがある(くわしくは近著の「近代日本における身体障害の表象——盲・聾・啞のイメージをめぐる」『想像する身体』下巻、臨川書店をご覧いただきたい)。こうした人は楽石社にしたがえば、発音訓練の対象にならない。それは上に

述べた伊沢の発言や規則からも明らかであろう。その意味で中村の詩に登場する彼は楽石社の「『陰』にたたずむ聾啞者」なのである。

第3節 第八章（山本和行）

本章が「伊沢修二の『中国語教育』」を副題に掲げておきながら、「実際にどのような中国語教育が行われていたのか把握できないという問題」を抱えているのは、ご指摘のとおりである。本章ではこれまでほとんど知られることのなかった泰東同文局の組織としての実態や、その活動のアウトラインを限られた資料のなかから描き出すまでにとどまり、そこからの具体的な活動内容を検討するまでにはいたらなかった。書評で挙げていただいた論点は、本章の記述を手がかりに、今後、資料調査を進めながら深めていかなければならないものと考えている。「今後の研究で明らかにされることを期待したい」という言葉を受けて、研究の進展を期したい。

藤井氏の書評に深く感謝申し上げます。